

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アイスタイル			コード	3660
提出日	2025/9/25	異動（予定）日	2025/9/27		
独立役員届出書の提出理由	8/29提出の独立役員届出書を訂正するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
１	那珂 通雅	社外取締役	○												○		有
２	宇佐美 進典	社外取締役														指定解除	有
３	鹿子木 光	社外取締役	○												○		有
４	三浦 未恵	社外取締役	○							△						新任	有
５	原 陽年	社外監査役	○												○		有
６	都 賢治	社外監査役	○												○		有
７	小武守 純子	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	会社経営者として豊富な経験、幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、那珂氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
2		
3	該当事項なし	会社経営者として豊富な経験、幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、鹿子木氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
4	三浦氏は、当社の主要な取引先である資生堂ジャパン株式会社のCFO エグゼクティブオフィサーに2025年3月まで就任しております。	会社経営者として豊富な経験、幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。三浦氏は上記gに該当しますが、一般株主と利益相反の生じるような影響力は有しておらず、独立役員として適格であると判断しております。
5	該当事項なし	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、原氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
6	該当事項なし	税理士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、都氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
7	該当事項なし	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、小武守氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

4. 補足説明

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性に関する判断基準を次のとおり定めております。独立社外取締役および独立社外監査役の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない者を独立社外役員とする。

① 当社を主要な取引先（直近の連結会計年度におけるその者の連結売上高の2％以上の額の支払いを当社グループから受けたものをいう。）とする者又はその業務執行者

② 当社の主要な取引先（直近の連結会計年度における当社の連結売上高の2％以上の額の支払いを当社グループに行ったもの、又は当社グループに対する融資残高が当社の連結総資産額の2％以上の額を占めていたものをいう。）又はその業務執行者

③ 当社グループから役員報酬以外に多額金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

（注）1. 業務執行者とは、会社法施行規則に定める業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。

2. 多額とは、個人の場合には直近の事業年度において1,000万円以上、団体（法人・組合等）の場合には直近の事業年度における総収入の2％以上の額をいう。

（9/25一部訂正）8/29提出の独立役員届出書において、上記を「社外取締役および社外監査役の選定にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める基準に加え、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす候補者を選定しております。」と記載しておりましたが、正しくは「独立社外取締役および独立社外監査役の選定にあたっては（以下同文）」のため、訂正いたします。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。